

都市・平和・武器

— 1614 年パリ断章 —¹⁾

高澤紀恵

1. はじめに

フランス王権が臣民の武器取り締まりに本格的に乗り出したのは、宗教戦争終結後であった²⁾。1598 年に、アンリ 4 世は全フランスを対象とした武器携行禁令を出し、国内秩序の再建に取り組んだのである³⁾。以後 18 世紀中葉にいたるまで、臣民の武装解除のための長い闘いが始まった。前稿において筆者は、パリを対象を絞った上で、王権が都市、ならびに都市民の武器をいかに取り締まろうとしたのかを検討した⁴⁾。しかし、そこでは王令や国王直属のシャトレ裁判所が発したポリス条例などの武器携行禁令を史料としたこともあり、武器取り締まりの対象となる都市側の対応を析出することはできなかった。周知のように 16 世紀において都市の政治的自律性はその軍事的自律性に大きく依存していたし、民兵に編成された都市民は自衛・自警機能を自らの手で担っていた。リーグ期には武器を手には王権と対峙することも辞さなかった⁵⁾。

では、アンリ 4 世にはじまるブルボン王朝のもとで、都市ならびに都市民の武器は、王権によって一方的に、また独占的に管理されていったのであろうか。武装解除され、自律性を脅かされる都市側の反発はなかったのであろうか。パリの平和は、もっぱらに王権によって維持されるようになるのであろうか。本稿では、この問題を考える出発点として市当局記録に収められた 1614 年の一つの事件を検討したい。この年 4 月、武器取り締まりをめぐる都市社団とシャトレの間に抗争が起こった。きわめて小さな抗争であるが、この事件から 17 世紀初頭のパリにおいて都市の平和をめぐるせめぎあう複数の論理とその広がりを考えてみたい。

2. 事件

まず、市当局記録から、シャトレと市当局の間の抗争を再構成してみよう。

1614 年 4 月 12 日の土曜日、プティ Jehan Petit 以下 9 人の武器商が市当局に召還された。今後、市当局とパリ総督 Gouverneur de Paris の許可をえずに、誰に対しても、量のいかに関わらず武器を売ってはならない旨厳命されたのである。違反者に対しては、任意の罰金を科すという命令であった⁶⁾。しかし、この前日、国王のプレヴォ裁判所であるシャトレのパリ奉行 Prévôt de Paris とその民事代官 Lieutenant civil がすでに同趣旨の命令を発してい

た。武器商、金物商、その他武器を商う商人たちに、パリ奉行あるいは民事代官の許可なく、いかなる身分の者にたいしても武器を売ることが禁じられたのである。市当局は、シャトレのこの行為に強く反発した。「この町の総督閣下とわれわれの職権と権限 (l'autorité et pouvoir) に反する」というのである。彼らによれば、「都市の軍事、防備、安全に関する法規 (les reiglemens concernans le fait des armes, garde et seuret  de ladicte Ville)」を国王から独占的に委ねられているのはパリ総督と市当局なのであり、シャトレ裁判所のパリ奉行もその代官もここに介入することはできない、という論理である。

都市側は、すぐさま王権に訴え出ることを決めた。おそらく、冒頭で紹介した禁令を召還した武器商らに直接告げた後、商人奉行と助役はパリ総督とともに王のもとに赴いた。彼らは前日シャトレが発した禁令を国王側に差しだし、歴代の国王によって守られてきた市当局の特権が侵害されたことを訴えた。古よりこの種の禁令を発してきたのは市当局であり、王の命をうけて都市に争乱が起こらないよう平穩を維持してきたのは、自分たち商人奉行 Prévôt des marchands と助役 échevin であると説いたのであった。そのうえで、都市社団の権利と特権 (droictz et prerogatives du Corps de ladicte Ville) を侵害しないようシャトレのパリ奉行に命令を与えて欲しい、と王の介入を願い出た。この席には、國務卿ヴィルロワ Villeroy が同席しており、軍事と都市の防備、安全に関わる全権限は商人奉行と助役にあることを王に保証した。これを受けて王は、この禁令をパリ奉行、民事代官からではなく、これまで通り総督と商人奉行、助役の命令として出すよう命じたのであった。加えて、馬についても同様の禁令を発するようにと彼らに命じた。近く、多くの馬が買い上げられパリの外に連れ出される話を聞いたとの理由であった。

王のこの命を受けて市当局に戻った商人奉行らは、冒頭で紹介した命令と同趣旨の禁令を再度認めた。しかし、二つの禁令はまったく同一というわけではない。武器商らに向けられた新たな禁令は、王との会見前に口頭で出された第一の命令と比べると、四つの点で異なっている。第一に、最初の史料は総督と市当局の名で発せられていたが、第2の禁令は王と総督、商人奉行、助役の連名で命じられている。第二に、最初の史料は武器の売却には総督と市当局の許可が必要であると述べているが、第2の史料には王の許可がこれに加わる。第三に、罰則である。前者では違反者には武器の没収と任意の罰金と定められているのに対し、後者では1000リーブルの罰金となっている。さらに第四に、第2の禁令では武器の売却だけでなく、都市の外へ武器を持ち出す行為にも、王、総督、ないしは商人奉行、助役の許可が不可欠であると述べられている。違反者に対しては武器を没収する旨も定められた。王との会見の成果として、王の権威を全面に出すことでこの禁令の効力を一層確たるものとしようとしているのは明らかであろう。

加えて、さきの王の指示通り、馬商に対する命令が王、総督、商人奉行、助役の名前で出された。数のいかにかわらず、総督、商人奉行、助役の許可なく馬を売った者には、500リーブルの罰金、馬の没収、あるいは体罰が科せられるとの内容であった。ちなみに、

実際王の名でこれらの指示を出したのは、王母マリ・ド・メディシス Marie de Médicis であった。1610年に夫アンリ4世が不慮の死を遂げて以降、幼いルイ13世を支え、摂政として実権を握っていたのは、王母マリ・ド・メディシスであったからである。いずれにせよ、武器商、馬商にあてられた二つの命令には、「知らぬ者がなきよう、この命令を町の辻や広場でラッパとともに大声で呼ばわるように」と当時の慣例通り末尾に書かれていた。

では、都市側が王権の支持をとりつけたことで、シャトレとの権限争いは決着したのであろうか。実は、事態は翌日更なる展開を見せる。翌13日の日曜日、朝の7時に商人奉行のもとに一つの知らせが届いた。先の二つの禁令を馬市などで布告していた触れ役の代表 Juré crieur、ル・ドック Le Duc がシャトレの民事代官によって投獄されたというのである。早速、市当局に助役、国王代理人 Procureur du Roi や書記 Greffier らが集められ、事態の調査が行われた。すでに身柄を解かれていたル・ドックによれば、夜自宅から連行された彼は、先の命令を布告したかどで民事代官により投獄され、1時間の後にシャトレの警視の手で釈放されたという。ル・ドックから聞き取り調査を終えた商人奉行と助役は、すぐさまパリ総督の館を訪ねて事の次第を伝え、今度は総督とともに国務卿ロメニ Lomenyeのもとに赴いた。彼が、市当局にではなく、シャトレの民事代官に武器販売禁令を發布するよう命じたことへの異議申し立てのためであった。ロメニは、シャトレに命令したことは不注意による過失 (inadvertence) であったと答弁している。王と会い新たな禁令の指示があったことなどこれまでの経緯を説明した商人奉行らの一行は、ロメニから12日の命令を総督のもとに回す約束をとりつけた。

次いで、彼らは大法官のもとを訪ね、触れ役の一件について異議申し立てをし、かつ触れ役ル・ドックを実際拘束した刑吏を投獄するつもりであることを伝えようとした。しかし、大法官が病床にあったためこの会見は叶わなかった。かわって大法官の兄弟ベルニ Berny と会い、都市側側の苦情を伝えた。さらに、一行は国務卿ヴィルロワの館に赴いた。彼は不在であったが、翌朝出直し、都市側側の訴えは彼を介して王母に伝えられた。最後に14日の月曜日、商人奉行と助役は、触れ役代表に一つの指令を出した。武器と馬の売買をめぐる12日出された命令を「慣例となっていようがまいが、この町のすべての辻と広場でただちに」(傍点筆者) おおやけにするようにと命じたのである。

以上のように13日早朝から14日にかけて、パリ総督、商人奉行、助役側は、様々なルートを用いて精力的にうごき、民事代官の越権行為と専横を訴え、これに断固抗議した。最後に、都市の軍事、防衛、安全を守る権限は、総督と都市が独占的に持つこと、つまりシャトレにはその権限がないことを、触れ役を使ってパリ市中に高らかに伝えようとしたのであった。

こうした都市側の動きを受けて、王権は次のような王令を市当局に届けた。「パリの市壁の内でもフォーブールでも、今後数のいかにかわらぬ、いかなる理由においても状況にあっても、余の明白なる許可なく武器を売ることを、すべての火縄銃造り、金物商、武器商

に厳禁する。同様に、いかなる武器もこの町の外に持ち出すことを禁ずる。違反者には 500 リーブルの罰金と武器の没収を命ずる。余は、この禁令を誰も知らぬ者がなきよう、名実ともに厳密に施行され、遵守されるよう、この町の総督リアンクール Liancourt と商人奉行、助役に公布するよう命じる。」

12 日に市当局が発した第 2 の命令と内容的には殆ど変わりはないが、命令の主体が王権であること、これを公布する任務を総督と商人奉行、助役に与えたことを疑問の余地なく示す内容となっていた。今回のシャトレと都市社団との抗争に対して、王権は都市側の主張を全面的に認めたわけである。ただ、パリで発布されたこの王令がパリ市当局に届けられたのは 14 日であったにもかかわらず、王令の日付は 9 日となっている。複数の文書がある場合、1 日でも日付の古い文書が効力を持つという慣習のためであろうか。あるいは、都市の要請を受けてこの王令を出したのではない、という形式をとることで、シャトレとその民事代官を追いつめないための措置であろうか。いずれにせよ、シャトレと都市社団の間で持ち上がったこの抗争は、この王令によって決着がついたわけである。

以上の一連の経緯から、我々はいくつかのを確認できるであろう。第一に、ルイ 13 世治世初期のこの時期、都市の軍事、防備、安全に関する権限は都市総督の指揮をうけた都市社団の特権であるとの認識を、総督も都市社団も共有していたことである。第二に、この点をめぐるシャトレと都市の相克である。触れ役の投獄という事態まで引き起こす両者の抗争は、少なくともこの時期きわめて厳しいものであった。しかし第三に、この抗争の対立線が、国王役人对都市の間に単純に引かれているわけではない、ということに留意したい。前述のように国王から任命を受けたパリ総督と都市社団は共同戦線を組んでシャトレに対峙し、自らの権益を守ろうとしている。第四に、この抗争に介入することを求められた王権は、必ずしもシャトレの側に立つわけではなく、この場合は都市特権を擁護する形で仲裁を果たしている。

ではなぜ、アンリ 4 世のもとで都市特権を押さえてきた王権は、この時期、この問題では都市の主張を擁護したのであろうか。次にこの問いにこたえるべく、抗争の背景を時代状況の中で考えていきたい。

3. 状況

そもそも王権が 1614 年 4 月に武器や馬の売買を警戒したのは、一体誰に対してだったのだろうか。この問いに対する答えは、リシュリュー枢機卿のメモワールが明解に示してくれる。この禁令は王権に背く危険のある王族 *princes* や大貴族たちの態度が摂政政府に与えた心配によって動機づけられているというのである⁸⁾。この彼の示唆を導きの糸に、王族や大貴族と摂政政府の緊張関係を軸として、ルイ 13 世治世初期の状況を概観してみたい。

1610 年、凶刀に倒れたアンリ 4 世の後を襲ってルイ 13 世が王位についたとき、彼は 9 歳の少年であった。王母マリ・ド・メディシスが高等法院の承認を得て摂政の座に就いたとは

いえ、幼少の王を戴いた王権の弱体化は否めなかった。かつて盟主であったアンリ 4 世を失い動揺を深めるプロテスタントと、アンリ 4 世の集権的政策に不満を募らせてきた王族や大貴族は、この機に乗じて勢いを強める。摂政政府と彼らとの緊張がこの時代の基調となる⁹⁾。王母マリ・ド・メディシスは、いまだ大きな軍事力を持つ王族、大貴族の懐柔に努める。彼らを国務会議に迎え、地方総督に任じ、あるいは年金を与えて、その要求に応えようとした。

しかし、1613 年頃より、早くもこの懐柔政策は破綻をきたしはじめる。王室財政の悪化により、摂政政府は大貴族に十分な年金を与え続けることができなくなったからである¹⁰⁾。しかも、王母マリ・ド・メディシスがイタリア人の寵臣コンチニ Concino Concini を重用したことが大貴族の不満に火に油をそそぐ結果となる。トスカーナよりマリ・ド・メディシスに同行したコンチニは、彼女の信任厚い女官レオノラ Léonora Galigai と結婚したことから、宮廷内での発言力を強める。アンリ 4 世の死、すなわちマリ・ド・メディシスの摂政政治の開始は、政治中枢でのコンチニの権力を飛躍的かつ急速に増大させた。アンリ 4 世の死後すぐに国務卿に加えられた彼は、ついでアングル侯爵位 Marquis d'Ancre と広大な領地をマリから与えられた。1611 年にはピカルディの地方総督補佐官 Lieutenant général de Picardie、アミアンの総督とバイイ Gouverneur et Bailli d'Amien の官職に任じられる。さらに 1613 年 11 月には、フランス元帥 Maréchal de France の要職を得た。剣の誉れを重んじる王族や大貴族にとって、軍事経験のないコンチニがフランス元帥に任じられたことは、とりわけ許し難いことであった。王母への絶大な影響力や急速に蓄えられた莫大な富に対する嫉妬に加えて、コンチニの親スペイン的な外交政策も、伝統的な反スペイン路線に立つ王族、大貴族との溝を深めていた¹¹⁾。コンチニの政治権力はその頂点の時期を迎えようとしていた¹²⁾。

不満を強めつつあった王族、大貴族の先頭にいたのが、コンデ親王 Henri II de Bourbon, prince de Condé である。アンリ 4 世の従兄弟の息子という名門コンデ家の当主は、筆頭王族の位にあった。大コンデといわれフロンドの中心人物となるルイの父にあたる¹³⁾。コンデ親王が直接の行動に出たのは、1614 年初頭であった。1 月 13 日、彼は宮廷を離れ、数名の貴族が後に続いた。隠密裡に進められたこの行動の意味を悟ったマリは、すぐさま対抗措置に出る。有力貴族の一方の雄、ギーズ公 Charles de Lorraine, duc de Guize にプロヴァンスの地方総督の職を与え、エペルノン公 Jean-Louis de Nogaret de la Valette, duc d'Épernon を宮廷に召還した。しかし 2 月 10 日には、マリの懇願にもかかわらずロングヴィル公 Henri II, duc de Longueville が宮廷を離れる。さらに、コンデ親王、ヌヴェール公 Charles de Gonzague, duc de Nevers、マイエンヌ公 Henri de Lorraine, duc de Mayenne、さらにプロテスタントのリーダーであるブイヨン公 Henri de la Tour-d'Auvergne, duc de Bouillon と共に、ヌヴェール公が地方総督を務めるシャンパーニュとの境界近くメジエールの森で集結した。彼ら錚々たる大貴族を集結させたコンデは、2 月 18 日、マリと高等法院への書状の形で自らの要求を公にした。

王権への忠誠を謳ったこのマニフェストから、彼らの抱く不満とその目指す方向が見えて

くる。第一に、主だった貴族の意見が顧問会議で尊重されることが求められている。第二に、王の未成年期には重大な国事の検討や改革のためには三部会開催が慣習であるとして、三部会の開催が要望されている。第三にスペイン王家とフランス王家の間で計画されている婚姻政策への反対が、第四には高等法院に対する不満が表明されている。その他諸々の不満も述べられているが、それらは三部会を開催するか、あるいは王が成年に達するまでいかなる重要な決断も下されるべきでないとの主張の上に展開されている。コンデら大貴族の要求は、三部会開催の要求に収斂するとみてよいであろう。

大貴族らの動きを察知した王母の側は、さまざまな手を打った。スイス衛兵が徴募され警護が強化されたほか、軍隊にはコンデ派の動きを牽制するための配置転換が次々と命じられた。アンジェなど防備命令の出された都市もあった。一方、12日から14日にかけて、王母は各地の総督、主要都市、高等法院、主だった貴族に支持を求める手紙を出している。総督たちに三部会を開催する予定であることを伝え、あまねくこの知らせを広めるようにと命じたのであった。

摂政政府の必死の対応にもかかわらず、2月19日にはアンリ4世の庶子ヴァンドーム公 César de Bourbon, duc de Vendôme もルーブルから逃亡し、ブルターニュに向かった。しかしながら、コンデー派は、その後支持の拡大を図ることができなかった。スイスやネーデルラント、イングランドといったプロテスタント諸国の支援獲得に失敗し、国内のプロテスタントの多くも王家への忠誠を捨てなかった。王母は3月3日、ド・トゥ Jacques-Auguste de Thou をシャンパーニュのコンデのもとに送る。ソワッソンで交渉に臨むことに合意したコンデは、4月5日、4000名の歩兵、600名の騎兵と共にソワッソンに到着する。他方、摂政政府の交渉団は4月6日、パリを旅立ち、4月14日に交渉が開始された。約1ヶ月の交渉の後、5月15日、摂政政府とコンデらの間に和約が成立する。来る8月25日、サンスで三部会を招集するとの約束をコンデらは取り付けたのであった。9月27日生まれのルイ13世は、この日に14歳に、すなわち成人に達する。それ以前に三部会に開催することが決定されたのであるから、コンデらの要求は貫徹されたことになる。彼らはまた多額の年金をも獲得した。かくて摂政政府もコンデらも兵を収めることになった。1月以来、おびただしい数の政治的パンフレットが両派から出版され、パリは戦争の噂でもちきりであったという。しかし、最終的には内乱の危機は回避されたのであった¹⁴⁾。

以上、一連の経緯から、パリでシャトレと都市社団の間で抗争の起こった4月12日から14日という時期が、どのような状況にあったかは明らかであろう。摂政政府がパリで武器や馬を調達することを警戒したのは、反旗を翻したコンデら大貴族に対してであり、彼らとソワッソンにおいて直接交渉を開始するまさにその時期にこの抗争は起こっていたのである。両派の緊張はピークを迎えていた。見方を変えれば、摂政政府にとっては首都パリの忠誠を是非とも繋ぎ止めておかななくてはならない状況にあったといえる。

もっとも1614年のこの時期、パリにはコンデらに同調する動きは見られない。逆に、4

月王母とルイ 13 世が市門の外で軍の閲兵を行ったとき、多くの人々が集まりマリを力づけたというし、パリ中の教会で昼夜ミサが行われ王権の安寧を願ったという。4 月 18 日にコンデらの後退を知ったときには、パリの町は旗で飾られたという¹⁵⁾。しかし、パリが王権に対して相対的に有利な立場にあったことには変わりはない。いまだ強大な軍事力を盾に王権に対峙する大貴族を前に、摂政政府はパリとの連携を強め、その武力に依存せざるをえなかった。シャトレとの抗争が解決した翌日の 4 月 15 日、商人奉行と助役の名前で街区長に指令が出ている。小街区毎に空席となっている民兵隊の大隊長、隊長らを選出するために主だった市民、住民のリストを作成し、持参するよう命じているのである¹⁶⁾。内乱の危機を前に、民兵隊の再建、強化が図られている。実際 4 月 19 日、コンデ側のプロテスタント貴族、ブイヨン公の館から武器を運ぼうとしていた荷馬車は、都市側の努力で拘束されている¹⁷⁾。貴族の叛乱とは直接に関係はないが、7 月には婦女誘拐事件が起こるなど治安の悪化を理由に、小街区毎に武装した民兵が秩序維持にあたる許可を都市は王権に求めている。1615 年 5 月には、市民、職人の軍事訓練の再開さえ王母は認めている¹⁸⁾。都市はその平和を守る権利を大きく回復しようとしていた。

これまで見たように、大貴族の反抗にパリは荷担してはいない。しかし、彼らの叛乱を梃子に、立場の弱くなった摂政政府に対し、パリは自ら公共の安全を維持する権利を伝統的特権として強く主張しえたのである。摂政政府もまたこれを認めざるをえない状況にあった。4 月の一件は、以上のような背景のなかで理解すべきであろう。

ところで、4 月 12 日から 14 日の抗争において激しい形で噴出したシャトレと都市社団との対立、とりわけ民事代官と商人奉行との関係は、どのように理解すればよいのであろうか。両者は常に敵対する関係として理解すべきなのであろうか、それともこの時期に特徴的な事態なのであろうか。次に、タイムスパンを広げてこの問題を考えてみたい。

4. 抗争

アンリ 4 世がパリ市政を再建した 1594 年以降、シャトレの民事代官と都市社団の間には 1614 年 4 月の事件以外に抗争はあったのであろうか。あったとすれば、いつ、何を契機に起こったのであろうか。都市当局記録は、アンリ 4 世の治世初期に都市と民事代官の間にくつもの権限争いが存在したことを教えている。たとえば 1596 年、住民の課税台帳をめぐる対立があった。都市社団の役職者である街区長、中街区長、小街区長に向けてシャトレの民事代官が命令を発し、課税台帳を直属の警視に提出させようとした。これに都市側が反発したのである。この時にはセーヌ河の港湾規制をめぐる争いもあった。「もはや都市が我がもの顔に権限を行使したリーグの時代ではない」と述べた民事代官セギエ Jean Séguier の言葉に、都市特権を否定しようとするシャトレの強硬な姿勢が如実に現れている¹⁹⁾。また、1600 年には、市当局がセーヌ河での薪の売買に関する規制を公布しようとしたとき、民事代官が異議を唱えた。この一件は、パリ高等法院に持ち込まれている。高等法院は、ポ

リスの権限は民事代官に属すが、河川での薪取り引きに関しては商人奉行と助役がポリスの権限を持つとして、この時は都市側の言い分を認めている²⁰⁾。

この抗争以降 1611 年まで、市当局記録に対立の痕跡はみられない。しかし、1611 年、ルイ 13 世の治世が始まったばかりの 1 月、商人奉行と民事代官の間に大きな抗争が持ち上がった。1 月 21 日、商人奉行は民兵の構成員たる全市民の家屋、宿屋、下宿屋を調査し、誰が住み、何をしているのかを調べその名簿を市当局に届けるよう、各街区の民兵隊長に命じた²¹⁾。これを知った民事代官が、即座に反応した。ことはポリスの問題であり、このような調査を行う権限は彼、民事代官にのみ属するといふのである。彼は宿屋にお触れを出し、宿泊者の名前をシャトレの警視以外に渡すべからずと命じたのである。さらには 30 日、調査を続けていた民兵の副隊長を投獄した。この副隊長はすぐに釈放されたが²²⁾、都市側は民事代官の行為を不当な妨害として大法官に訴え出ている²³⁾。さらに 1612 年には、薪の備蓄用倉庫に民事代官が封印をした件をめぐる、また 1613 年には葡萄酒樽職人のトラブルに民事代官が介入した件で、商人奉行は都市特権を侵害されたと高等法院に民事代官を訴えている。また 1614 年 2 月にもトラブルが生じている。このときは、パルフェなる街区長の街区で、シャトレの警視が民兵の部隊長と小街区長の名前を調査しようとしたこと、さらには他の警視が通りを閉鎖するための鎖を臨検しようとしたことを、パルフェが市当局に通報したのが発端である。知らせを受けた商人奉行、助役、参事会員は議論の末、街区長は「職務についても、都市の安全や市門の警備についても (ce qui est du fait de leurs charges, de la seureté de ladicte Ville et garde des portes)」民事代官と警視に返答しないよう、また中街区長、小街区長にこれを徹底するようにと命じている²⁴⁾。

このように見てくると、1614 年 4 月の抗争が決して突発的な事件ではなかったことがわかる。約 10 年間の小休止をのぞいて、アンリ 4 世の治世からルイ 13 世の治世初期にかけて、都市社団とシャトレの間には少なからざる権限争いが存在していたのである。港湾、河川の取り締まりや経済ポリスの権限が対立の契機となっている事例もあるが、より大きな争点は都市の平和に関してであろう。すなわち、民兵の名簿や家屋・住民の調査権、武器や鎖の管理、市門の警備といった軍事・防衛や公共の安全にかかわる権限をめぐるものである。都市社団にとって、これらの権限は譲ることのできない特権であり、街区毎に住民を編成した民兵組織はシャトレの介入を断固拒否すべき聖域であったことがわかる。他方、1611 年の事例が示すように、シャトレの側はポリスに関わる権限は民事代官に独占的に属すとの論理に立っていた。街区、小街区といったレベルで、街区長や民兵隊長ら都市の役職者とシャトレ警視の間で小競り合いが続いたのである。民兵の副隊長の投獄、あるいは 1614 年のように触れ役の投獄といった激しい衝突の背後には、都市の平和をめぐる相対立する二つの理解、二つの論理があったのである。

ところで、1594 年以後のシャトレと都市社団の関係を追ってみたとき、アンリ 4 世の治世後半には表だつた抗争がない。これは何故であろうか。また約 10 年の小休止の時期をは

さんだ 1611 年以降、以前にも増して対立が激化したのは何故であろうか。次にこの問題を考えてみたい。表 1 は、1594 年から 1627 年までの商人奉行と民事代官の名前を市当局記録等から再現したものである²⁵⁾。注目すべきは、1604 年に民事代官であるフランソワ・ミロン François Miron が、商人奉行に選出されたことである。商人奉行は民事代官のような国王役人とは異なり、2 年ごとの「選挙」によって選ばれる都市の役職者であった。しかしアンリ 4 世はこの「選挙」にたくみに介入し、王の希望通りの人物を選出させる仕組みができていた。それゆえミロンの商人奉行への選出は、決して偶然の結果でも都市名望家の意志の反映でもない。シャトレと都市社団の対立を沈静化させようとのアンリ 4 世の意図によると考え

年度	民事代官	商人奉行
1594		Lullier (~5)
1595	↕	↕
1596	Séguier	Martin Langlois
1597	↕	↕
1598		Danès
1599		↕
1600		Guyot
1601		↕
1602	François Miron	↕
1603		↕
1604		↕
1605		↕
1606		↕
1607		↕
1608		↕
1609		↕
1610		Jacques Sanguyn
1611	Nicolas Le Jay	↕
1612	↕	↕
1613		Grioux
1614		↕
1615		↕
1616		↕
1617	Henri de Mesmes	↕
1618		↕
1619		↕
1620		↕
1621		↕
1622		↕
1623		↕
1624	Nicolas de Bailleul	↕
1625		↕
1626		↕
1627		↕

表 1：パリ民事代官、商人奉行リスト (1594-1627)

てよい²⁶⁾。彼が商人奉行であったのは 1606 年までの 1 期であったが、前述のとおりミロンが民事代官職にあった 1609 年まで、両者の抗争は見られない。シャトレと都市社団を媒介するミロンの存在によって抗争が避けられたとしたら、アンリ 4 世の意図は見事に達成されたといえるであろう。都市はシャトレに対して、いわば牙を抜かれていたのである。他方、抗争はミロンの死後民事代官となったル・ジェイ Nicolas Le Jay の時期に、しかもアンリ 4 世の没後に激化する。ル・ジェイは、個人的にミロンと敵対する人物であったといわれる。頻発する抗争は、ルイ 13 世治世初期に王権が十分彼をコントロールできなかったためであろうか。あるいは、都市社団を巧みに操作する力がなかったためであろうか。この点は一層の検討が必要であろうが、王権がル・ジェイを商人奉行としなかったことは確かである。

1613 年 1 月、民事代官職はル・ジェイからメーム Henri de Mesmes

に替わる。1614年4月の抗争が示すように、シャトレと都市社団との厳しい対立関係は新民事代官にも引き継がれたわけである。もっとも、彼メームは表1に示したように、1618年に商人奉行に選出され2期4年間都市社団の代表となる。さらに、メームの次の民事代官ベルール Nicolas de Bailleul も、メームの後の商人奉行に選ばれている。1628年以降の調査はできなかったが、彼は少なくとも5年連続して商人奉行に選出されている。シャトレと都市社団の融和を図るためにミロンを使ってアンリ4世が試みたのと同じ手法が、1618年以降王権によって積極的に、かつ継続的に用いられていることがわかるであろう。

以上、1594年から1627年までの33年間というスパンで商人奉行と民事代官の関係をみたとき、我々は次のような事実を確認することができた。この間民事代官職に5人、商人奉行には11人が就いている。5人の民事代官のうち3人は、その在任期間中に商人奉行を経験している。この期間は、ミロンの2年間、メームの4年間、ベールの5年を足した期間である。すなわち33年中11年間は民事代官と商人奉行を同一人物が兼任していたことになる。ミロンとメームの間に位置するル・ジェイは、タンブル街区の民兵の部隊長をしていたことはわかっているが²⁷⁾、都市社団の最高の役職である商人奉行は経験していない。この点、他の3人に比べて彼の履歴は際だっている。おのおの特権を強く主張するシャトレと都市社団の抗争がル・ジェイの時期に激化したのは、この事実と無縁ではないと考える。

以上から1614年4月のシャトレと都市社団の抗争事件は、王権とパリの関係の推移とも関連する出来事であったといえるであろう。これまで検討してきたように、古くからの両者の対立は、ル・ジェイが民事代官をした時代に激化し、メームが商人奉行になるまで引き継がれていく。1614年は、民事代官が商人奉行を兼務していなかった、このはざまの時期にあたる。それ故4月の事件は、大貴族の反抗と都市対シャトレ関係の悪化という二つの要因の交点に生じた事件であったと考えられよう。

5. おわりに

我々は、1614年4月にシャトレと都市社団の間で起こった小さな抗争事件を追ってきた。最後にこれまで明らかになった点を確認しておこう。

リーグとフロンドの間にはさまれたこの時期、王権による都市の武装解除は一定程度進んでいた。しかし、公共の安全や防衛といった都市の平和の擁護は自分たちの伝統的権利であるとの確信を、依然都市は強固に持ち続けている。対するシャトレは、これをポリスの問題として飽きずに浸食を繰り返す。都市社団は鋭く反発する。ここに対立の構図が生まれる。この対立に対し、王権は民事代官に商人奉行を兼務させるという方策を用いることで、抗争の沈静化を図っている。しかし、ルイ13世の治世初期、王権は選挙への介入を伴うこの方策をとらず、対立は再燃する。大貴族の反抗に直面し弱体化した王権は、1614年、都市の主張を認めざるをえなくなる。都市が自らの手で平和を守る特権は確認され、パリ民兵は名実ともに再建されつつあった。

ところで、コンデら貴族の反抗が三部会開催の約束を王権からもぎとったことは、既に述べたとおりである。実際にはルイ 13 世が成人に達した後の 10 月にパリで始まったこの三部会にパリ市が提出した陳情書が我々の手に残されている²⁸⁾。1614 年三部会とパリの関係に光を当てたドニ・リシェによれば、起草委員会で最も討議された問題はポリスと司法についてであった。議論の 72 パーセントが実にこの二つの問題をめぐって交わされたという²⁹⁾。最終的に三部会に提出された陳情書ではこの割合は下がっているものの、都市エリートの関心がこれらの諸問題に向かっていたことを示していよう。ここで議論されたポリスの問題とは、生活必需品の価格維持や浮浪者対策、奢侈規制など多岐にわたっている。しかし秩序維持、とりわけ公共の安全や都市防備に関しても、都市は自らの主張を展開している。最終的に提出された陳情書の第 103 条では、パリとそのフォーブールの全市民、住民は、軍事に関わる命途遂行中のもめ事に関しては、シャトレの長であるパリ奉行や刑事代官の裁判権から除外されること、軍事に関する全権限はパリ総督と商人奉行、助役に帰属することが高らかに要求されている。本稿が追ってきたシャトレと都市社団の抗争の、また 4 月の事件の残響をそこに聞くことができるであろう。ドニ・リシェは 1614 年の三部会についてシステムティックな研究の行われる必要性を説いているが、本稿で検討してきたような都市史の文脈からも検討すべき多くの課題を残していると考える。この点、今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿は、魚住昌良教授、斯波義信教授退任記念『アジア文化研究別冊 11 号 都市と平和』（2002 年 9 月刊行）に掲載する予定であったが、著者の事情から能わず、本号に掲載することになった。小稿を心よりの感謝の共に両教授に捧げることをお許しいただきたい。
- 2) Michèle Fogel, *L'Etat dans la France moderne de la fin du XVe au milieu du XVIIIe siècle*, Paris: Hachette, 1992, pp.127-128.
- 3) “Déclaration d’Henri IV, portant défenses de porter des armes à feu” (1598.8.4), BN FR 21707, fol. 86b-87a.
- 4) Norié Takazawa, “Le port d’armes à Paris sous l’Ancien Régime”, in *The Proceedings of the International Conference on the Formation of Global History and the Role of Hegemonic States*, 2000, Osaka University of Foreign Studies, 2001, pp. 125-153. この稿に加筆した論文が以下に収録される。「近世パリ社会と武器」二宮宏之編『アンシアン・レジームの国家と社会』山川出版社、2003 年 5 月刊行予定。
- 5) 高澤紀恵「パリの民兵 — リーグからフロンドへ」二宮宏之編『結びあうかたち — ソシアビリテ論の射程』山川出版社、1995 年、73-100 頁。
- 6) “Les Quinqualliers et armuriers mandez au Bureau et à eulx fait deppence de vendre aucunes armes sans permission” (1614.4.12), Leon Le Grand éd., *Registres des deliberations du Bureau de la ville de Paris*, (以下 *RDBVP* と略記) tome 15 (1610-1614), Paris, 1921, p.351.
- 7) 一連の史料は以下に収録。“Entreprise de Monsieur Le Lieutenant civil pour congnoistre du faict des armes. Plaincte sur ce surbjet à Monsieur le Chancellier” (1614.4.12-14), *Ibid.*, pp.351-354.
- 8) *Mémoire du Cardinal de Richelieu*, Lyon, 1853, t.1, pp.263-279.

- 9) Robert Descimon et Christian Jouhaud, *La France du premier XVIIe siècle 1594-1661*, 1996, Paris: Belin, pp.71-78.
- 10) J.Michael Hayden, *France and the Estates General of 1614*. Cambridge Studies in Early Modern History, 1974, Cambridge: Cambridge U.P, pp.17-33.; Arlette Jouanna, *Le devoir de révolte. La noblesse française et la gestation de l'Etat moderne, 1559-1661*, 1989, Paris: Fayard, p.222.
- 11) この時期のフランスの直面した外交問題については、J.M Hayden, *France and the Estates General of 1614*, pp.54-55.
- 12) コンチニの政治権力は、1614 年から 16 年にかけて並ぶ者なき威勢を極めたという。J.-C Dubost, “Between Mignons and Principal Ministers: Concini, 1610-1617”, in *The World of the Favourite*, J. H. Elliott & L. W. B. Brockliss, Editor. 1999, Yale University Press: New Haven & London. p. 73.
- 13) コンデ家については以下を参照。Katia Béguin, *Les princes de Condé: Rebelles, courtisans et mécènes dans la France du Grand Siècle*, 1999, Champ Vallon: Paris.
- 14) J.M Hayden, *France and the Estates General of 1614*, pp.54-73.
- 15) Michael Carmona, *Marie de Médicis*. 1981, Paris: Fayard, p.265.
- 16) “Mandement aux Quartiniers pour apporter le roolle des principaulx bourgeois de leurs quartiers où il n’y auroit point de cappitaines, lieutenans et enseignes, affin d’en choisir” (1614.4.15), *RDBVP*, tome 15, p.354.
- 17) “(Ordre) du Roy pour rendre ung charriot plain d’armes” (1614.4.26), *Ibid.*, p.357; “Mandement pour l’exécution de l’ordre qui précède” (1614.4.28), *Ibid.*, pp.357-358.
- 18) “Pour faire faire l’exercice aux bourgeois et artisans de cette ville” (1615.5.5), *RDBVP*, tome 16-1, p.185.
- 19) “Assemblée pour deliberer sur le desistement de la charge d’Eschevin proposé par M. de Rochefort” (1596.2.15), Alexandre Tuetey éd., *RDBVP*, tome 11, 1902, p.217.
- 20) “A cause d’une ordonnance pour la vente du bois” (1600.8.28), Paul Guérin éd., *RDBVP*, tome 12, p.339. Cf., “Reglement des salaires concernant le bois et le charbon” (1600. 8.23), *Ibid.*, pp.337-338.
- 21) “Mandemens ausdictz sieurs collonnels pour faire leurs recherches en leurs quartiers” (1611.1.21), *RDBVP*, tome 15, p.60.
- 22) “Entreprise faite par le Lieutenant civil sur l’authorité de la ville sur lesdictes recherches” (1611.1.21), *Ibid.*, pp.60-61.
- 23) “Requeste au Roy contre le Lieutenant civil touchant les recherches” (1611.3.1-4.30), *RDBVP*, tome 15, pp.76-77.
- 24) “Les Quartiniers mandez pour les advertir de ne point respondre à Monsieur le Lieutenant civil pour ce qui concerne la seureté de ladicte Ville” (1614.2.18), *Ibid.*, p.335.
- 25) 市当局記録 11 巻から 18 巻に加え、以下の人名辞典などを参照して作成。M.P. D’Amat, éd. *Dictionnaire de biographie française*, 18 vol. 1948, Paris: Letouzey et Ané.
- 26) Robert Descimon, “L’Echevinage parisien sous Henri IV (1594-1609): Autonomie urbaine, conflits politiques et exclusives sociaux”, in *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l’Etat moderne*. 1988, CNRS: Paris. p.119. なおミロンについては、以下の文献があるが、もっぱら彼の活動を顕彰する視点から描かれており、シャトレと都市社団の対立関係等の分析はほとんどない A. Miron de L’Espinay, *François Miron et l’administration municipale de Paris sous Henri IV de 1604-1606*. 1885, Paris: Librairie Plon.

- 27) *RDBVP*, tome 15, p.6.
- 28) パリの陳情書は、次の二つの刊行史料に収録されている。本稿が参照したのは、前者である。
RDBVP, tome 16, pp.98-136; Georges Picot et Paul Guérin éd. *Documents relatifs aux Etats généraux de 1614*, Paris: 1920.
- 29) Denis Richet, *Paris et les Etats de 1614*, in *Représentation & vouloir politiques autour des Etats-Généraux de 1614*, Roger Chartier et Denis Richet, Editor. 1982, Paris: Editions de l'Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales. p.72.